

市長先頭に「打開」をはかれ!

伊藤 正勝

(問) 吉川橋の架け替え工事も迫っている。上流の新川橋に回る車両の増加が予想されるが、橋の直近に未買収用地があり、道路は機能不全だ。現状と見通しを伺いたい。

(答) 都市建設部長 ご指摘の道路(新川橋からさくら通り、幅員16m)は用地交渉が進ま

ず一部は旧道をそのまま利用している。毎月担当職員が地権者を訪問し、お願いしているがご理解は得られていない。

(問) 三年前に関係の整備補助金を県に返還したが、市長はその後何か手立てを講じたのか。建設委員会でもこの対応では前進は望めないとの声が出ていた。先頭に立つて事態の打開をはかるべきだ。

(答) 市長 その地権者には条件的なものがあるようだが、それはできない。職員は私に代わって行っており、私であれ職員であれ同じだと思う。

(問) 新川橋を渡ると拡幅された道路―真正面に畑が広がっ



吉川橋

ている。いつまで放置するか。新たな条件を付与することができないだけに、熱意と説得力が必要だ。市長と職員は同じではない。市民のために、市民の利益、利便のために最大限のエネルギーを発揮し、お願いし協力を取り付けてもらいたい。副市長にその役を命じてもよい。最後は市長が乗り出す、リーダーシップを求めたい。

子どもの医療費のさらなる負担軽減と医療費助成実施を理由とする国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置廃止を求める意見書

議員提出議案

意見書

今定例会では、次の3件を可決し、内閣総理大臣等へ提出しました。(一部抜粋)

教育費負担を軽減し、給付制奨学金の創設を求める意見書

憲法は国民に「ひとしく教育を受ける権利」(第26条)を保障しています。経済的な理由で高校から排除される若者を出さないことは、誰もが否定できない政治の責任です。そのために以下の施策の実施を強く求めます。

- 1 当面の緊急策として高校生救済貸し付けをおこなうこと。
- 2 国と自治体の責任で、授業料減免と奨学金を拡充し、交通費補助制度をつくること。
- 3 高校授業料を無償化すること。
- 4 高校授業料の給付制奨学金制度を創設すること。

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小企業は、地域の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は、

議会を傍聴しませんか

皆さまの選んだ議員が、吉川市を明るく住みよいまちにするために審議しておりますので、議員の活動や市政の動向を知るためにも傍聴してみませんか。傍聴の際には3階議場前受付にて受付簿に氏名・住所を記入していただきます。

委員会の審査も傍聴することができます。なお、傍聴する際には「携帯電話の電源を切る」など守っていたく事項があります。